



栃木県 オープンデータ基本方針

令和8(2026)年4月
栃木県総合政策部デジタル戦略課

Index



1. 策定の趣旨
2. オープンデータの定義
3. オープンデータの意義
 - (1) 地域課題の解決と経済活性化
 - (2) 行政の高度化・効率化
 - (3) 透明性と信頼の向上
4. オープンデータに関する基本的ルール
 - (1) 行政保有データのオープンデータ公開の原則
 - (2) オープンデータの二次利用に関するルール
 - (3) 公開環境
 - (4) 公開データの形式等
5. 推進体制
 - (1) 推進体制
 - (2) 相談窓口の設置
6. 本基本方針の見直し

1. 策定の趣旨

本方針は、「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号）（以下「官民データ法」という。）、
「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日）及び国の「オープンデータ基本指針」（令和6年7月5日改正）を踏まえ、県が行政データの公開及び活用に取り組む上での基本方針を定めるものである。

2. オープンデータの定義

県が保有する行政データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。

- ① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- ② 機械判読※¹に適したもの
- ③ 無償で利用できるもの

※1 コンピュータプログラムが自動的にデータを加工、編集等できること

3. オープンデータの意義

行政データの二次利用可能な形での公開とその活用を促進する意義・目的は、次のとおりである。

(1) 地域課題の解決と経済活性化

広範な主体による行政データの活用が進展することで新たな公共サービスの提供や改善が実現し、ニーズや価値観の多様化、技術革新等の環境変化、厳しい財政状況、急速な少子高齢化の進展等による地域課題の解決につながるるとともに、新たなビジネスの創出や企業活動の効率化等により、県全体の経済活性化にもつながる。

(2) 行政の高度化・効率化

データ活用により得られた情報を根拠とした政策立案（EBPM）により、効果的かつ効率的な行政の推進につながるるとともに、デジタル技術やデータを活用した公共サービスの向上や業務効率化を推進するデジタルトランスフォーメーション（DX）等の取組の推進にもつながる。

(3) 透明性と信頼の向上

政策立案等に用いられた行政データが公開されることで、行政の透明性および行政に対する県民の信頼が高まる。

4. オープンデータに関する基本的ルール

(1)行政保有データのオープンデータ公開の原則

公共データ※²は国民共有の財産であるとの認識に立ち、県が保有する行政データは次のいずれかの項目に該当する場合を除き、すべてオープンデータとして公開することを原則とする。

- ① 個人情報が含まれるもの
- ② 国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ③ 法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、オープンデータとして公開することによるリスクが想定される情報

※ 2 官民データ法第11条第1項に定める国及び地方公共団体が保有する官民データ及び同条第2項に定める事業者が保有する官民データのうち公益の増進に資するもの

4. オープンデータに関する基本的ルール

(2) オープンデータの二次利用に関するルール

県のオープンデータサイトで公開されるデータについては、原則、栃木県オープンデータ利用規約を適用する。

(3) 公開環境

県は、ウェブサイトで容易に検索・利用できる形でデータを公開する。加えて、利用者の利便性やシステムの負荷及び効率性の観点から、一括ダウンロードを可能とする仕組みの導入や、API（アプリケーション・プログラミング・インターフェース）を通じた提供を推進する。

4. オープンデータに関する基本的ルール

(4) 公開データの形式等

県は、公開するデータについて、機械判読に適した※³構造及びデータ形式で掲載することを原則とする。なお、情報公開の観点から、人が読むという従来からの利用形態に適したデータ形式での公開も継続する一方で、文字をテキスト検索や抽出などより機械可読な形式で公開するよう努める。

※³ 機械が判読しやすいメタ情報付きのオープンで標準的な形式（例えばCSV、XML、JSON、RDF、Markdown）や1セル1データ、セルが結合されていない、システム環境依存文字（㎡、株、ㄱ 等）が使用されていない 等

5. 推進体制

(1) 推進体制

県総合政策部デジタル戦略課は、データ公開サイトの運営要領や望ましいデータ構造・形式といった実務的なガイドラインを策定するなど、オープンデータ・バイ・デザイン※4に基づき、庁内のオープンデータの取組を推進する。

※4 公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと

(2) 相談窓口の設置

県は、オープンデータの総合的な相談窓口を県総合政策部デジタル戦略課に設置する。ただし、掲載されている各データの内容に関することについては、各所管課で対応するものとする。

6. 本基本方針の見直し

県は、本基本方針について、各種施策の成果や利用者等の意見要望等を踏まえつつ、技術動向、社会環境等の状況変化に応じ柔軟に見直しを行うものとする。